

佐賀市議会定例会議案説明

(令和5年11月29日)

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明いたします。

*

*

まず、補正予算議案について、御説明いたします。

今回の補正予算は、制度改正に伴うもの又は緊急を要する経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第99号議案「一般会計補正予算（第8号）」は、補正額約54億3,900万円で、補正後の予算総額は、約1,161億7,700万円となっております。

以下、主な内容を御説明いたします。

まず、豪雨等災害関連経費については、

- 本年7月の豪雨及び8月の台風6号により被害を受けた農地、農業用施設、河川などの復旧に要する経費を計上いたしております。

なお、早急に対応すべきものにつきましては、予備費や専決処分に対応し、一日も早い復旧に向けて全力を挙げて取り組んでいるところであります。

次に、地方創生移住支援事業について、

○ この事業は、本市への移住を促進するため、県外から移住し、就業、起業等をした方々を支援するものであります。

今回は、当初の想定を超え、多くの移住者が見込まれることから、本市への移住を更に促進するため、移住者に対する支援金の交付に要する経費を計上いたしております。

また、農業用施設・設備等被災者支援事業について、

○ この事業は、本年7月の豪雨などで被災した農業者を支援するため、農業用施設や設備の修繕、再取得等に要する経費の一部を補助するものであります。

以上、「一般会計補正予算（第8号）」の主なものを御説明いたしました。その財源といたしましては、国・県支出金、市債等で措置し、繰入金により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部及び特別会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

*

*

次に、条例議案について御説明いたします。

第102号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事院及び佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、給料表の改定をするほか、期末手当及び勤勉手当の改定などを行うものであります。

第104号議案「佐賀市屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、民間活力の活用など公共施設の柔軟な管理運営方法に対応するため、官公署等について、屋外広告物の表示等に係る制限を見直すものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。